

平成20年3月28日決定
平成21年4月 1日改定

法務省政策評価に関する基本計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、及び政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるよう、基本とすべき計画を明らかにするため、法務省政策評価に関する基本計画（以下「本基本計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成20年度から同22年度までの3年間とする。

2 政策評価の実施に関する方針

(1) 政策評価の目的

法務省における政策評価は、所管する政策について、適時にその政策効果を把握し、必要性、効率性、有効性等の観点から、自ら評価を行い、その結果を公表するとともに、これを政策の企画立案や政策に基づく的確な実施に反映させることにより、国民に対する説明責任を徹底し、国民本位で効率的な質の高い成果重視の行政を実現することを目的とするものである。

(2) 政策体系の明示

政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、法務省が所掌する基本政策、政策、施策を体系化した政策体系（別紙1）、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）及び政策評価結果報告書において、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとする。

なお、法務省の所掌する政策が、他の行政機関に関係する政策（上位目的）

と関連する場合は、当該政策の目標と法務省が所掌する政策との関係をあらかじめ明らかにするように努めるものとする。

(3) 重要政策に関する評価の徹底

政策評価の重点化・効率化を図ることとし、施政方針演説等で示された内閣としての重要政策や法務省において重点的に取り組むこととした政策については、その手段を分かりやすく提示し、進捗状況の把握及び必要な分析を行うことにより目標の達成状況が明らかになるようにする。

(4) 政策評価の方式

政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに以下の方式から適切な評価の方式を採用して実施するものとする。

ア 事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

イ 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

ウ 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析するなど総合的に評価する方式

3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、主として次に掲げる必要性、効率性及び有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行うものとする。

(1) 必要性

ア 当該政策の目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当か。

イ 行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。

(2) 効率性

ア 当該政策に基づく活動に投入された費用等に見合った効果が実際に得られているか、又は投入される費用等に見合った効果が得られる見込みがあるか。

イ 当該政策において求める効果を、より少ない費用等で得られないか。

ウ 当該政策に基づく活動に投入された、又は投入される予定の費用等により、より大きな効果が得られる活動が他にないか。

(3) 有効性

当該政策に基づく活動により、期待される効果が実際に得られているか、又は得られる見込みがあるか。

(4) 公平性

当該政策の目的に照らして、当該政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されているか、又は分配されるものとなっているか。

(5) 優先性

当該政策を他の政策よりも優先的に実施すべき理由があるか。

4 政策効果の把握に関する事項

(1) 政策効果の把握に当たっては、目標の達成度及び政策の目的を具現化した効果について、可能な限り定量的な把握に努めるものとする。定量的な把握が困難な場合又はそれが客観性の担保に結びつかない場合においては、定性的な把握を行うこととするが、その場合にあっては、可能な限り客観的な情報、データ又は事実に基づいた把握を行い、また、第三者の活用等により、効果の把握の客観性が確保できるよう留意するものとする。ただし、求めるべき情報、その情報の分析に必要な精度及び情報の収集並びに分析に必要なコストを事前に検討し、政策効果の把握に要するコストが過度に増大しないよう配慮するも

のとする。

- (2) 別紙2に掲げる法務省の各部門（以下「政策所管部局」という。）は、政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう収集や報告等にあらかじめ配慮する。なお、入手に当たっては、相互に協力し、必要に応じて関係者の協力を求めるものとする。また、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）は、これらの円滑化を図るため、必要な調整を行うものとする。

5 事前評価の実施に関する事項

- (1) 政策の企画立案や実施に当たっては、その利害得失を個別具体的に比較検討し、選択を行うことが必要であり、特に、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものなどについては、事前に期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、その選択の合理性を確保する必要がある。このような分野の政策につき、以下の観点を考慮し、可能な限り、事前評価を行うものとする。

ア 政策の目的が国民や社会のニーズや、より上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか。

イ 政策の実施により、費用に見合った効果が得られるか。

ウ 上位の目的の実現のために必要な効果が得られるか。

エ より効率的で質の高い代替案がないか、政策の目的に照らし、その効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、他の政策よりも優先的に実施する必要があるか。

なお、上記イの観点から評価を行うに当たっては、可能な限り、予測される効果やそのために必要となる費用を推計・測定し、それらを比較するものとする。その際、効果については、受益の帰属する範囲や対象を極力特定し、可能であれば定量化するものとし、費用については、政策に係る直接的な支出のみならず、政策により付随的に発生するそれ以外の費用についても含めることを検討するものとする。

- (2) 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。

ア 法務省所管に係る新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。）

イ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策

ウ 新規の政策（上記ア又はイに該当するものを除く。）のうち、政策評価企画室又は政策所管部局において、上記(1)の観点から事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの

(3) 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。

(4) 上記(2)イに掲げる政策については、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則（平成 19 年総務省令第 95 号）、規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等に基づき選定するものとする。

なお、省令、告示等の制定又は改廃により規制を新設又は改廃することを目的とする政策についても、その政策の特性に応じて、積極的に事前評価を実施するよう努めるものとする。

(5) 政策評価企画室は、上記(2)ウに該当するものとして事前評価の実施対象と定めるときは、同政策所管部局の意見を聴かなければならない。

(6) 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法、基本方針及び基本計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定）を踏まえて行うものとする。

6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

(1) 事後評価は、法務省の主要な政策について、その状況を明らかにするとともに、政策の決定後において、政策の効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

(2) 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1 年から 3 年程度の周期で評価対象に選定して行うものとするが、法務省の任務が司法権との接点にあることなど、その所掌事務の特性を踏まえ、次に掲げるものは、評価しないものとする。

ア 個々の事件における検察権行使

イ 訟務の事件処理，登記官・供託官の個々の権限行使等，行政課題に対応するための目的に照らして，ある程度のまとまりになっていないもの

ウ 独立行政委員会である公安審査委員会の所掌事務

エ 諮問を受けて調査審議，資格審査等を行う審査会の所掌事務

なお，政策体系に掲げる施策については，評価を実施しない年度であっても，当該施策の目標の達成状況を把握するために必要なデータを，適時適切に収集するように努めるものとする。

- (3) 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は，当該政策の特性に応じ，実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また，必要に応じ，他の評価方式を適宜加味して評価を行うものとする。

なお，実績評価方式により評価を行う場合において，指標とは別に具体的な目標値を設定することが困難な政策については，目標期間における取組状況や実績等を可能な限り定量的に把握することにより，目標の達成度合いについて評価するものとする。

- (4) 事後評価を行う政策の具体的内容及び単位，目標，効果の把握のための指標その他必要な事項については，実施計画で定めるものとする。

7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- (1) 次のような場合，学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

ア 高度の専門性や実践的な知見が必要な場合

イ 政策評価の実施に当たり，より厳格な客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合

- (2) 学識経験を有する者の知見を活用するに当たっては，政策評価懇談会を活用するほか，政策評価の対象とする政策の性質，政策評価の内容等に応じて，次のような方法を採用するものとする。

ア 学識経験者からの意見聴取

イ 学識経験者等により構成される研究会等の開催

ウ 外部研究機関の活用

エ 審議会等の諮問機関の活用

8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討し、予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用することにより、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映されるよう努めるものとする。

9 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

- (1) 政策評価に関する情報の公表は、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行うものとする。
- (2) 公表する事項は、次に掲げるものとする。
 - ア 本基本計画及び実施計画
 - イ 政策評価結果
 - ウ 政策評価結果の政策への反映状況
 - エ その他必要と認める事項

10 政策評価の実施体制に関する事項

- (1) 政策評価企画室は、政策評価に関する基本的事項の企画及び立案、政策評価の総括及び実施その他の政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 本基本計画、実施計画の立案及びその他の政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに評価手法等の調査及び研究
 - イ 政策所管部局が実施する政策評価に関する指導及び援助並びに政策評価に係る結果の取りまとめ、公表その他の政策評価の総括
 - ウ 政策評価企画室において政策評価を実施するのが相当であると認める政策に係る政策評価の実施
 - エ 評価結果の政策への反映の推進及び反映状況の取りまとめ、公表
 - オ 政策評価に必要な職員の人材確保の推進及び資質の向上
- (2) 政策所管部局は、それぞれその所管する政策につき、政策評価企画室の総括の下に政策評価を実施し、又は政策評価に参画するものとする。

また、政策所管部局は、次の表に定めるとおり、政策評価企画室に対し、政策評価の結果等を報告するものとする。

	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式
事前評価	政策所管部局は、事前評価として事業評価を実施した場合は、速やかに、政策評価企画室に対し、その結果について、報告するものとする。		
事後評価	政策所管部局は、事後評価として事業評価を実施した場合には、政策評価企画室に対し、毎年度5月末日までに、その結果について報告するものとする。	政策所管部局は、毎年度5月末日までに、政策評価企画室に対し、前年度に実施した政策についての実績評価の結果(定期的に実施した測定結果を含む。)を報告するものとする。	政策所管部局が総合評価を実施した場合には、評価実施後、速やかに、政策評価企画室に対し、その結果を報告するものとする。ただし、評価に数年度を要する場合には、毎年度5月末日までに、同報告書により、その中間報告をするものとする。

(3) 法務省の政策評価における実績評価と中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項に規定する実施庁である公安調査庁の実績の評価とは、評価手法の観点からは「あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価することにより、達成度合いについての情報を提供する」ものであるという点で実質的に異なるところはない。このため、「公安調査庁が達成すべき目標に対する実績の評価」については、実施庁の実績の評価としての性格を踏まえつつ、この基本計画の定めるところに準じて実施するものとする。

なお、「公安調査庁が達成すべき目標に対する実績の評価」に関する事務の実施に関する規程は、別に定める。

11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

(1) 政策評価の積極的な推進による無駄の削減への貢献

政策評価が無駄の削減に一層資するよう努めるものとする。

(2) 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付けるものとする。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付するものとする。

(3) 他府省との連携・協力

総務省等が総合的又は統一性を確保する観点等から行う政策評価の実施に当たっては、その実施の目的にかんがみ、評価活動を、政府全体として、総合・一体的な形で展開し、国民の期待に応えることができるよう、積極的に情報や意見の交換を行うなど、政策評価を主導的に実施しようとする府省との適切な連携・協力を図るものとする。

(4) 基本計画の見直し

本基本計画は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行うものとする。

政策体系

基本政策		
	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備		
1	基本法制の維持及び整備（事後チェック型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。）	
	(1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）	
2	司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）	
	(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）	
	(2) 裁判員制度の啓発推進（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）	
	(3) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）	
	(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）	

	(5) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）
	3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。） (1) 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）
II	法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）
	4 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。） (1) 適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。） (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）
	5 矯正処遇の適正な実施（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより，その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。） (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備（研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。） (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより，国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに，被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより，その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。） (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進（過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し，かつ，矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし，増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。）
	6 更生保護活動の適切な実施（犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。） (1) 保護観察対象者等の改善更生（更生保護活動を通じて，保護観察対象者等の改善更生を図る。） (2) 犯罪予防活動の促進（犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。） (3) 医療観察対象者の社会復帰（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して，その

病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようになる。）

- 7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- 8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

- 9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

- 10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

- 11 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

	12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。） (1) 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）
VI	法務行政における国際化対応・国際協力 13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。） (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。） (2) 法務行政における国際協力の推進（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）
VII	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。） (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。） (2) 施設の整備（司法制度改革等の新たな行政需要や、治安の悪化による事件数の急増などを起因とする狭あい化や、長期間の使用による老朽化した施設の整備を行う。） (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。） (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

(別紙2)

大臣官房秘書課
同人事課
同会計課
同施設課
同訟務部門（法務局及び地方法務局を含む。）
同司法法制部
民事局（法務局及び地方法務局を含む。）
刑事局
矯正局（矯正研修所，矯正管区，刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を含む。）
保護局（地方更生保護委員会及び保護観察所を含む。）
人権擁護局（法務局及び地方法務局を含む。）
入国管理局（地方入国管理局及び入国者収容所を含む。）
法務総合研究所
公安調査庁（公安調査局，公安調査事務所及び公安調査庁研修所を含む。）